

国民宿舎等指定管理のあり方について

1 新嵐山スカイパーク経営形態の方向性について

(1) これまでの経過

新嵐山スカイパークは、平成 14 年度に町が 100%出資した「めむろ新嵐山株式会社」に運営委託、平成 18 年度からは指定管理者制度に移行し、平成 21 年度には新嵐山スカイパークあり方検討会議から提言を受けましたが、その提言書の課題への対応について、町として明確な意思決定をしていないことから、平成 29 年度に総務課では行政改革の視点で経営形態のあり方、商工観光課では新嵐山スカイパーク一帯の運営方針（ビジョン）を、それぞれ検討してきました。

経営形態のあり方は、平成 29 年 8 月から行政改革推進委員会専門委員会（以下、「専門委員会」という。）において、経営形態の現状分析から課題抽出、その解決策として今後の方向性を議論し、専門委員会からの提言を踏まえ、平成 30 年 2 月に町として経営形態の方向性を定めたものであります。

(2) 専門委員会からの提言への対応

経営形態について、各分野 3 部門に分け、方向性を定めている。

- ・収益部門（国民宿舎、スキー場） — 指定管理者制度を活用し、民間事業者への委託形態を検討する。
- ・非収益部門（休憩舎、パークゴルフ場等） — 指定管理者制度を活用し、民間事業者への委託形態を検討する。または民間事業者へ賃借を検討する。
- ・その他（新嵐山牧場） — 公共的な位置づけとして検討する。

2 国民宿舎等指定管理のあり方について

(1) 管理運営の手法

専門委員会からの提言、第 5 期芽室町総合計画の新嵐山スカイパークの基本方針、サウンディング型市場調査など、これまでの経過を踏まえ、令和 2 年 3 月に新嵐山活用計画「Rural inn ザ・スカイパーク」を策定し、具体的なアクションを示しており、その中では管理運営の手法として「公設民営方式」で指定管理者制度による委託を基本としている。

(2) 指定管理者の公募

令和元年度に実施したサウンディング型市場調査の結果、民間事業者による事業実施の可能性について確認できたことから、より多くの事業者に参画頂けるよう公募方式により、指定管理者を募集している。

(3)「経営形態のあり方」に関する専門委員会からの提言についての検討

・受託する民間事業者の発掘

→ サウンディング型市場調査を実施し、民間事業者の掘り起こしを行う。

・第3セクター（めむろ新嵐山株）のあり方（解散）

→ 解散ありきでは考えていないが、これまで公募することが適さないとしてきたものをサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、公募方式により指定管理者の募集を行う。

なお、めむろ新嵐山株が指定管理事業者に選定された場合は、第3セクターを継続する。

・出資の取り扱いの検討

→ めむろ新嵐山株が指定管理事業者に選定された場合は、第3セクターを継続するため、出資は解消しない。

・現在の社員は、民間事業者への継続的雇用を基本

→ 町内の雇用確保の観点から要望することは可能と考えるが、町が民間事業者に対して継続的雇用を申し入れる立場にはないと判断する。